

相続シリーズ 第1弾！

株式会社アイリックコーポレーション

**相続税非課税枠、7,000 万円が 4,200 万円に！\***

**～間近に迫った相続税法の改正を知る～**

※法定相続人が 2 人の場合

保険ショップ『保険クリニック』（運営：アイリックコーポレーション）は、平成 27 年 1 月 1 日から改正になる相続税法について、改正のポイントや気をつけたい相続事例、それに対しての備え等を今回から複数回に分けてお届けします。「難しい」「現実味がない」と敬遠されがちな相続やエンディングの話題ですが、具体的事例等を交えてお伝えしてまいります。

■ 関心を集めている相続税改正のポイント

**基礎控除枠の縮小**

現在	$5,000 \text{万円} + (1,000 \text{万円} \times \text{法定相続人の数})$
----	---

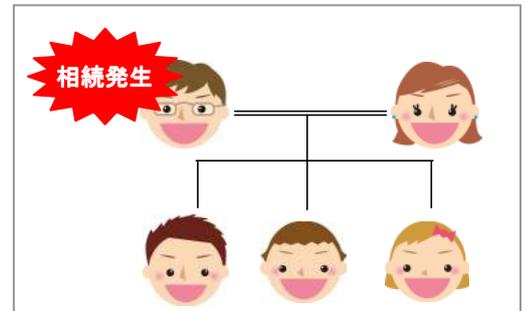
平成27年1月以降	$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数})$
-----------	---

相続税を計算する際には、遺産の総額から基礎控除の金額を引いてまず課税遺産額を出します。そのため、基礎控除の金額より遺産総額が多いか少ないかによって、課税の対象かどうかが決まります。来年 1 月以降に発生した相続について、その基礎控除が6割に縮小されることによって、相続税の課税対象になる人はこれまでの倍近くになるとも言われています。

■ こんな人でも課税対象になる！

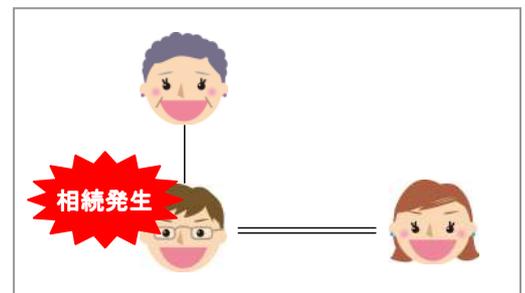
ケース① 配偶者と子ども 3 人  
 遺産は自宅 3,500 万円と現金 3,000 万円 の家庭の場合

現在は  $5,000 \text{万円} + (1,000 \text{万円} \times 4 \text{人}) = 9,000 \text{万円}$   
 来年から  $3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 4 \text{人}) = 5,400 \text{万円}$



ケース② 配偶者(子どもなし)と親  
 遺産は自宅 4,000 万円と現金 2,000 万円 の家庭の場合

現在は  $5,000 \text{万円} + (1,000 \text{万円} \times 2 \text{人}) = 7,000 \text{万円}$   
 来年から  $3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 2 \text{人}) = 4,200 \text{万円}$



2つのケースとも改正前の場合だと、遺産の総額が基礎控除額よりも少ないため課税の対象ではありませんでしたが、来年 1 月の改正後は遺産の総額が基礎控除額を上回るため、相続税の課税対象になってしまいます。

両者とも「居住用の自宅に加えて投資用マンションや別荘を持っている…」という特別な資産家ではありません。この改正によって、相続税の問題が「他人事ではなくなる」と言われるのはこのためです。

	【本件に関するお問い合わせ】
	株式会社アイリックコーポレーション 広報宣伝部 山本
	TEL: 03-5840-9561 E-mail: branding@irrc.co.jp

### ●ファイナンシャルプランナー 中山の見解●

上記2つの家庭の場合は、**配偶者控除**(配偶者の税額軽減)がありますので、結果から言うと相続税は課税されません。しかし、その控除の適用を受けるためには相続税の申告書など、必要な書類を提出して手続きを踏む必要があります。これまでは基礎控除の範囲内の金額だったので、手続きをしなくても納税の義務はありませんでした。この相続税法の改正を機にご自身の家庭が相続税の課税対象になり得るかどうかをまず知っておく必要があります。そうでないと、手続きの必要性が発生しても、その対応ができなくなってしまうかもしれません。



『保険クリニック』ファイナンシャルプランナー(CFP 認定者/DC プランナー) 中山 浩明  
 マネー関係のセミナー講師として活躍、これまで 500 回以上のセミナーを開催。  
 専門分野は年金、保険、資産運用、ライフプラン。

### ■次回以降予告…

- ・「知らないと受けられない特例」
- ・「公平な法律が招く不公平なトラブル事例」
- ・「備えた『つもり』の生命保険」 ……ほか

### ■株式会社アイリックコーポレーション・『保険クリニック』について

#### ●保険クリニックには専門家がいます●

～お金のことも。保険のことも。～

保険クリニックには、保険だけでなく関連の深い知識を備えたコンサルタントがいます。

『マスター制度』(社内研修制度)を導入し、お金に関わるあらゆる角度からのご相談をお受けしております。

#### 相続マスター

- 相続が起きたら、どうなるの?
- 遺言書はどう書くの?
- 争いがない、円満な相続の方法は?

#### 年金マスター

- 私、年金はいくらもらえるの?
- 年金はたくさん種類があるってホント?
- 豊かな老後を過ごしたい…どんな準備が必要?

#### 介護マスター

- 高齢期のリスクって何?
- どんな介護サービスを受けることが出来るの?
- 介護施設はどう選んだらいいの?

#### 家計マスター

- 他の人はどうしているの?お財布事情を相談したい。
- 家計簿の上手なつけ方ありますか?
- 節約して、貯蓄したい!!

#### 住宅ローンマスター

- お家を買うとき、住宅ローン選びのポイントは?
- 借り替えて難しいですか?
- 保険と同じくらいの買い物、払っていけるかな…

■本社所在地	〒113-0033 東京都文京区本郷二丁目 27 番 20 号本郷センタービル 4・5 階
■資本金	4億4千450万円
■設立	平成 7 年 7 月 (1995 年 7 月)
■代表者	代表取締役 CEO 勝本 竜二
■店舗数	全国 162 店舗 (2014 年 10 月 1 日現在)
■取扱保険会社数	生命保険21社、損害保険16社、小額短期保険1社 合計38社
■主な事業	生命保険コンサルタント業、損害保険代理店業、 FC 店舗展開事業並びにそれに付帯する各種事業、保険販売支援に関するソリューション事業
■URL	<a href="http://www.hoken-clinic.com">http://www.hoken-clinic.com</a>



#### 【本件に関するお問い合わせ】

株式会社アイリックコーポレーション 広報宣伝部 山本  
 TEL : 03-5840-9561 E-mail : branding@irrc.co.jp